



今年も決算説明会を開催します！

令和7年度税制改正点、所得税確定申告書青色決算書の作成の仕方、消費税申告書の作成の仕方など、会計上の注意点など税理士が説明します。

皆様のご参加をお待ちしております。

月日	時間	講師(税理士)	会場
1月29日(木)	午後2:00~	木村淳平氏	坂井本所

※本年度より本所のみでの開催とさせていただきますことになりました。



ものづくり補助金の次回申請締切りは1月30日(金)です！

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援するものです。

【対象者】 日本国内に本社及び補助事業の実施場所(工場や店舗等)を有し、応募申請時における常時使用する従業員の数が1人以上である中小企業・小規模事業者等

【基本要件】 以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定していること。

- ① 事業者全体の付加価値額を年平均成長率3%以上増加。
- ② 給与支給総額を年平均成長率2.0%以上増加、又は1人あたり給与支給総額を事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加。
- ③ 事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする。
※グローバル枠は上記に加え追加要件があります。

【補助率・補助上限額】

製品・サービス高付加価値化枠			グローバル枠		
従業員規模	補助上限額	補助率	従業員規模	補助上限額	補助率
1~5人	750万円	中小企業1/2、 小規模企業・ 小規模事業者及び 再生事業者2/3	従業員規模毎の 区切り無し	3,000万円	中小企業1/2、 小規模企業・ 小規模事業者2/3
6~20人	1,000万円				
21~50人	1,500万円				
51人以上	2,500万円				
特例要件 (詳細は17ページ)	大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100~1,000万円上乘せします。 最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。				
革新的な新製品・新サービス開発とは			海外需要開拓を行う事業とは		
<ul style="list-style-type: none"> 顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することです。 単に機械装置等を導入するだけで新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象外です。 また、同業の中小企業者等や同一地域における同業他社において相当程度普及しているものの開発は、新製品・新サービス開発には該当しません。 			<ul style="list-style-type: none"> 国内の生産性を高めるための事業で、以下の4つを指します。 海外への直接投資に関する事業 海外市場開拓(輸出)に関する事業 インバウンド対応に関する事業 海外企業との共同で行う事業 		
※各事業ごとに要件がありますので、詳細は7ページをご確認ください。					

【補助対象経費】

機械装置・システム構築費、運搬費、外注費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費等(本補助事業では設備投資を行うことが必須です)

※詳細については、ものづくり補助事業公式ホームページ(<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>)をご確認ください。

※本補助金は電子申請システムでのみ受付のための「GビズIDプライムアカウント」が必要です。アカウント発行まで時間を要するため、未発行の場合は時間に余裕をもって申請してください。



〔第182号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
坂井支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

令和8年 年頭のご挨拶

新年あけましておめでとうございます

皆様方には、健やかに新春をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。また、日頃より当会の事業に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、わが国経済は、長年の課題であったデフレからの脱却に向け、賃上げの動きや設備投資の持ち直しなど、前向きな変化の兆しが見られます。しかし、その回復の歩調は、大企業と中小企業の間で依然として大きな格差を生んでおり、地域経済の基盤を支える中小企業・小規模事業者の皆様は、厳しい状況に直面されています。加えて、国際情勢の不確実性は依然として高く、米国の関税政策の動向は、サプライチェーンを通じて予断を許さない状況があり、これらの課題を乗り越え、持続可能な成長を実現していくことが重要となっております。

このような状況のもと、当会では国の承認を受けた「経営発達支援計画」に基づき、事業承継支援、創業支援の一層の強化に取り組み、収益力強化事業補助金をはじめとする各種補助金の申請支援など、きめ細かな伴走支援を行っているところです。

併せて、過去にない高水準の最低賃金の引上げ額になったことにより、小規模事業者に対するプッシュ型支援にも取り組んでまいります。

また、近隣の3商工会が連携し、「美食の国 福井の恵み大集結 ~あわら・坂井・永平寺の特産品&グルメ~」をJR東京駅構内で本年1月に開催することで地域の名産品を来場者に広くアピールしていきます。

今年も商工会は、地域唯一の経済団体として行政との連携を深めながら地域課題への対応や効率的な支援の実施等、地域経済発展のため取組んでいく所存でございます。中小・小規模事業者の経営支援の一層の強化と持続的な発展を支援するとともに、会員事業所に寄り添う相談体制の充実と更なる経営支援の強化に取り組んでまいります。

皆様からのご意見、ご要望を賜りながら、一緒に歩んで参りたいと思いますので、ぜひお気軽に事務局までお問い合わせいただけますと幸いです。

結びに、今年も会員の皆様のご健勝とご多幸、事業者様の飛躍と安全をお祈りしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



坂井市商工会
会長 半澤政丈





第26回商工会女性部全国大会 in ふくい開催!!

令和7年10月15日(水)～16日(木)、サンドーム福井をメイン会場として「第26回商工会女性部全国大会inふくい」が開催され、全国から約2,000名の女性部員が参加しました。

初の県内開催となる今回は、坂井市商工会女性部も前日から会場に入り、リハーサルや設営補助などの準備に参加。大会を円滑に進行させるための裏方として活躍しました。当日は、エントランスでの参加者誘導という重要な業務を担い、初めて訪れる参加者にも分かりやすく案内できるように丁寧な対応を心がけました。

また、福井県内の特産品を紹介する物産展も同時開催され、坂井市からは10事業所が出展しました。地元の味や工芸品に触れられるブースは大変賑わい、来場者からは「福井の魅力を一度に知ることができた」と好評をいただきました。

さらに、夜の交流会アトラクションでは、三国湊伝統芸能初香会のリードで「帯のまち流し」を披露し、伝統文化の演出に会場は大きな拍手に包まれ、参加者も輪に加わるなど大いに盛り上がり、全国の女性部員に坂井市の文化をアピールする貴重な機会となりました。



ニッポン全国物産展へ坂井市から3者出店しました

ニッポン全国物産展が、東京都「池袋サンシャインシティ」において令和7年11月21日(金)～23日(日)の3日間にわたり開催され、坂井市からは3事業者が出店しました。会場内は全国から集まった多様な商品で賑わっており、各事業者は地元の特産品や伝統工芸品を中心に展示販売を行い、首都圏での販路拡大につながる良い機会となりました。



申込締切間近! 新春会員交流会のご案内

昨年に続き、新春会員交流会を以下のとおり開催します。会員事業者様同士の親睦や新たな交流を一層深める機会にもなりますので、事業後継者や従業員、ご家族の方等と皆様お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

※申込期限が迫っております。お早目にお申込みください。

新春会員交流会

- 【日 時】 令和8年2月11日(水・祝) 18時開始
- 【場 所】 三国オーシャンリゾート & ホテル (旧三国観光ホテル)
- 【会 費】 3,000円
- 【申込締切】 令和8年1月16日(金)
- 【定 員】 130名 ※1事業者2名までお申込みいただけます
- 【申 込 先】 坂井市商工会 本所 (TEL) 0776-66-3324



1月から下請法が改正され新たに取適法が施行されます

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も取適法に変更されます。適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。

改正の目的	改正の概要
適用範囲の拡大	運送委託の対象取引への追加 従業員基準の追加
新たな禁止行為	協議を適切に行わない代金額の決定の禁止 手形払等の禁止
執行強化	面的執行の強化
その他	製品の作成のために用いられる木型・治具等について製造委託の対象物への追加 必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする 遅延利息の対象に減額を追加 すでに違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備

取適法の適用基準

(赤字・下線部：法改正で追加)

取引の内容	○物品の製造委託・修理委託・ 特定運送委託 ○情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る)										
資本金基準 又は 従業員基準	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">委託事業者</td> <td style="text-align: center;">中小受託事業者</td> </tr> <tr> <td>資本金3億円超</td> <td>資本金3億円以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td>又は 資本金1千万円超3億円以下</td> <td>資本金1千万円以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員300人超</td> <td>常時使用する従業員300人以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者</td> </tr> </table>	委託事業者	中小受託事業者	資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)	又は 資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下(個人を含む)	以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者	
委託事業者	中小受託事業者										
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)										
又は 資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)										
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下(個人を含む)										
以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者											
取引の内容	○情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る)										
資本金基準 又は 従業員基準	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">委託事業者</td> <td style="text-align: center;">中小受託事業者</td> </tr> <tr> <td>資本金5千万円超</td> <td>資本金5千万円以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td>又は 資本金1千万円超5千万円以下</td> <td>資本金1千万円以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員100人超</td> <td>常時使用する従業員100人以下(個人を含む)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者</td> </tr> </table>	委託事業者	中小受託事業者	資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)	又は 資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下(個人を含む)	以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者	
委託事業者	中小受託事業者										
資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)										
又は 資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)										
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下(個人を含む)										
以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者											

具体的な内容については、公正取引委員会のホームページ
(https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html) でご確認ください。